

令和6年度山形市健全化判断比率について

令和6年度山形市健全化判断比率について、本市監査委員の審査意見（裏面のとおり。）を付けて、
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年9月4日

山形市長 佐藤孝弘

令和6年度山形市健全化判断比率

(単位：％)

健全化判断比率の名称	令和6年度比率	早期健全化基準
実質赤字比率	— (△3.83)	11.25
連結実質赤字比率	— (△32.43)	16.25
実質公債費比率	7.8	25.0
将来負担比率	87.3	350.0

実質収支及び連結実質収支が黒字のため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はない。
なお、参考として、黒字の比率を（ ）に「△」で併記している。



監 第 63 号

令和7年8月21日

山形市長 佐 藤 孝 弘 様

山形市監査委員 伊 藤 明 彦
同 鈴 木 進

令和6年度山形市健全化判断比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和6年度山形市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

- (1) 令和6年度 実質赤字比率
- (2) 令和6年度 連結実質赤字比率
- (3) 令和6年度 実質公債費比率
- (4) 令和6年度 将来負担比率

2 審査の方法

審査は、令和7年8月18日付けで市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかについて、関係書類との照合並びに関係職員からの説明聴取などにより、山形市監査基準に準拠して実施した。

3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位：％)

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準
実質赤字比率	— (△3.83)	— (△3.81)	11.25
連結実質赤字比率	— (△32.43)	— (△33.31)	16.25
実質公債費比率	7.8	7.8	25.0
将来負担比率	87.3	92.5	350.0

(備考)

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質収支及び連結実質収支が黒字であり、当該比率が生じていないため「—」で表示したものである。

なお、参考として、黒字の比率を（ ）に「△」で併記している。

4 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、山川稔彦監査委員を除斥した。

5 審査意見

実質赤字比率及び連結実質赤字比率に関しては、いずれも実質収支が黒字である。また、実質公債費比率及び将来負担比率は、それぞれ早期健全化基準を下回っている。

今後とも、健全な財政運営に努められたい。